

(第42条関係)

鳥取県有機農産物等生産行程管理者等講習会実施規程

(目的)

第1条 この規程は、鳥取県有機農産物等認証業務規程第42条の規定に基づき、県が実施する鳥取県有機農産物等生産行程管理者等講習会（以下「講習会」という。）に関する事項について規定する。

(対象)

第2条 県は、これから申請を行おうとする者等の中で、次の業務に携わる者に対して、業務を行う上で必要な内容を網羅した講習会を実施する。

- (1) 認証生産行程管理者等
- (2) これから認証申請を行おうとする者
- (3) その他本業務に関係する者

(講習内容)

第3条 講習内容は、次のとおりとする。

- (1) 有機JAS制度の基本的知識に関する事
- (2) 生産管理及び格付に関する事
- (3) 認証業務規程に基づく手続き等に関する事
- (4) その他必要な事項

(講習会の開催)

第4条 県は、毎年1回以上、講習会を開催するものとする。

(講習会の方法)

第5条 認証申請を行う生産行程管理者等は、原則として認証申請前に県が主催する講習会を受講し、当該課程を修了しておかなければならない。

- 2 (一社) 日本農林規格協会及び他の登録認証機関が開催する講習会を受講した者で、それが証明できる場合は、本講習会を受講したものとみなすことができるものとする。

(受講料)

第6条 講習会の受講料は、無料とする。ただし、配布する資料は有償とし、その代金は別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年1月8日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年7月5日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年5月31日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年3月29日から施行する。

附 則
この改正は、平成 24 年 8 月 10 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 25 年 3 月 27 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 31 年 4 月 19 日から施行する。